

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に向けた検討体制構築準備会合
ワーキングチーム（関係府省庁等ヒアリング） 議事要旨

1. 日 時 令和6年9月11日（水）16:30～17:00

2. 場 所 オンライン開催

3. 出席者

(1) ヒアリング対象者

水野 敦志 総務省自治税務局市町村税課長

(2) ワーキングチームメンバー

永富 直樹 山口県総合企画部長

（代理 デジタル推進局 田中局長）

伊藤 正樹 愛知県一宮市総務部長

深澤 文仁 秋田県美郷町企画財政課長

浦上 哲朗 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官

若月 一泰 デジタル庁統括官付参事官

向井 ちほみ デジタル庁統括官付参事官付企画官

君塚 明宏 総務省自治行政局行政経営支援室長

（代理 行政経営支援室 稲垣補佐）

4. 議事概要

<事前に送付した質問事項について、総務省より説明。>

※「→」はワーキングチームメンバー発言

① 指定申出手続に関し、国、都道府県、市町村における、業務の実態（頻度、量、事務の態様等）をご教示ください。

- ・ 平成31年以降、法定の「指定制度」が導入されたことに伴い、国と地方団体の間で、返礼品が地方税法等に定めた基準に適合しているかどうかについて、1件1件確認する事務手続きが生じている。
- ・ 今年度の各地方団体からの申出においては、約100万件の返礼品の提出があり、現在、当該返礼品の基準適合性の確認を行っている。地方団体に大きな負担をかけていることに加え、国のほうでも相当の事務負担になっており、国・地方を通じて、事務の効率化を考える必要がある。
- ・ 確認作業の具体的な流れは、①市町村から都道府県へ、返礼品の内容や地場産品基準に適合する理由等を記載したExcelファイルを提出、②都道府県にて、記載内容や基準適合性等进行確認の上、必要に応じ市町村へ差戻し、③その後、都道府県にて1つのファイルに統合した上で、国（総務省）へ提出、④国にて、全ての返礼品について基準適合性を確認するとともに、疑義が生じた場合などは、必要に応じ都道府県を通じて市町村へ差戻し、⑤その後、疑義が解消される等により確認が完了するまで、①～④を繰り返すこととなる。
- ・ 昨年度より、指定対象期間中に提供開始される「追加返礼品」についても全て、基準適合性の確認を行っているが、今年度より、随時提出ではなく一定期間ごとに区切って提出を

求めることで、予見可能性を高める予定。なお、昨年 10 月以降の指定対象期間中に確認を行った「追加返礼品」は約 25 万件に上る。

→ 審査件数は、毎年増えているか。

- ・ 増えている。寄附受入額、寄附者数の増加と連動する形で、返礼品の件数も増えている状況。

② 地方自治体のふるさと納税管理システムの導入状況を把握されているでしょうか。把握されている場合は導入状況をご教示ください。

- ・ 主に 2 事業者が提供し、多くの自治体が導入していると認識している。

③ ふるさと納税の指定申出手続システムについて、今年度、一部の地方団体の協力を得て、試行的に運用を行っているとお伺いしていますが、当該システムを導入することによる効果等、その状況をご教示ください。

- ・ 今年度、一部の地方団体の協力を得て、返礼品確認手続きに係るシステムを試行的に運用している。
- ・ 8 月から試行的な運用を開始しているが、現在は参加団体が少なく、定量的な効果検証には時間が必要である。a) 地方団体において、申請状況を都度問い合わせる必要がなくなるほか、b) 国・地方団体においてメールでのやり取りやファイル管理が不要になる等の効果があると考えている。

→ 現状は、申請後、いつ承認されるか等の進捗状況が分からない一方、返礼品取扱事業者等から市町村への問合せは多い。地方団体としても、予見可能性が高まることはありがたい。

→ 都道府県は、総務省とやりとりをするたび、ファイルのバージョン管理しながら市町村ごとに分割・送信する等の事務が発生する。送信先やファイルを間違えないよう、職員はプレッシャーを感じながら作業している。エラーチェックや自動化の機能があると、有効なシステムになると思われるので、共通化に向けて前向きに検討を進めていただきたい。

→ 市町村において、返礼品の内容や基準に適合する理由などの入力作業は残るか。

- ・ 残る。ふるさと納税管理システムを導入している地方団体は、データ連携も可能と思われる。同システムを導入していない地方団体は、直接入力することとなる。

→ 総務省が使ってみた感想はどうか。

- ・ 国における業務負担の軽減も実感しているが、地方団体の負担軽減が大きいと考えている。

④ ふるさと納税の指定申出手続システムの共通化を進める上で、どのような方式が考えられますか。

- ・ そもそも本事務は、国が法律に基づく大臣指定を行うために必要な確認手続きであるため、現時点では、国で 1 つのシステムを構築し、都道府県及び市町村と共同で利用していただくことを考えている。

⑤ ふるさと納税の指定申出手続システムの共通化を進める上で、どのような課題が考えられますか。

- ・ 現時点で、システム上の課題は特段感じていないが、予算や人員の確保については検討が必要。予算については、整備費だけでなく、その後の維持管理費も必要となるため、その確保に向けて、今後、内閣官房とも相談したい。
- ・ 他方、システム化だけでなく、事務フローの見直しも検討していく必要があると考えている。見直しの一環として、例えば「追加返礼品」の確認についても、審査完了の時期の目途を示すなど、予見可能性を高める工夫を行う予定。

以上